

お客様各位

令和 5 年 3 月

渉外担当者によるお預り方法変更のお知らせ

平素より、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当組合では、令和 5 年 7 月より渉外担当者がお客様から現金等をお預りする際のお預り方法を以下の通り変更いたします。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 変更日 令和 5 年 7 月 3 日（月）
- お客様の「受取書」等を保管するご負担の軽減や SDGs への取り組みの一環として「受取書」等のお渡しから電子サインへ変更させていただきます。
- お預りしました現金の金額や通帳等の内容を携帯用端末機の画面でご確認いただくとともに、携帯用端末機の画面へサイン（自署）をお願いいたします。
- 電波障害等により携帯用端末機が使用できない場合は、従来通り「紙の受取書」をお渡しいたします。その場合には、お預りした通帳等を返却する際は「紙の受取証」を回収させていただくとともに、電子サインをお願いいたしますので、「紙の受取書」を紛失されないよう保管をお願いいたします。

当組合は、お客様から電子サインを受け取ることなく、または「受取書」を発行することなく、現金や通帳等をお預りすることはありません。

電子サインまたは「紙の受取書」を必ず発行します。

不審な点がありましたら、お取引店またはお客様相談窓口へご連絡頂きますようお願いいたします。

【お客さま相談窓口】

連絡先：045-285-6600 または 092-441-8851

受付時間：平日 9 時～17 時（12/31～1/3 を除く）



横浜幸銀信用組合

YOKOHAMA KOUGIN